

ACGグループ従業員の皆さまへ

～福利厚生制度(GLTD)改定のご案内～

ACGグループの従業員向けのオリジナルの福利厚生制度です。(保険料は会社負担)
病気やケガで長期間働けなくなった場合の収入を補償します。

福利厚生制度(GLTD)の概要

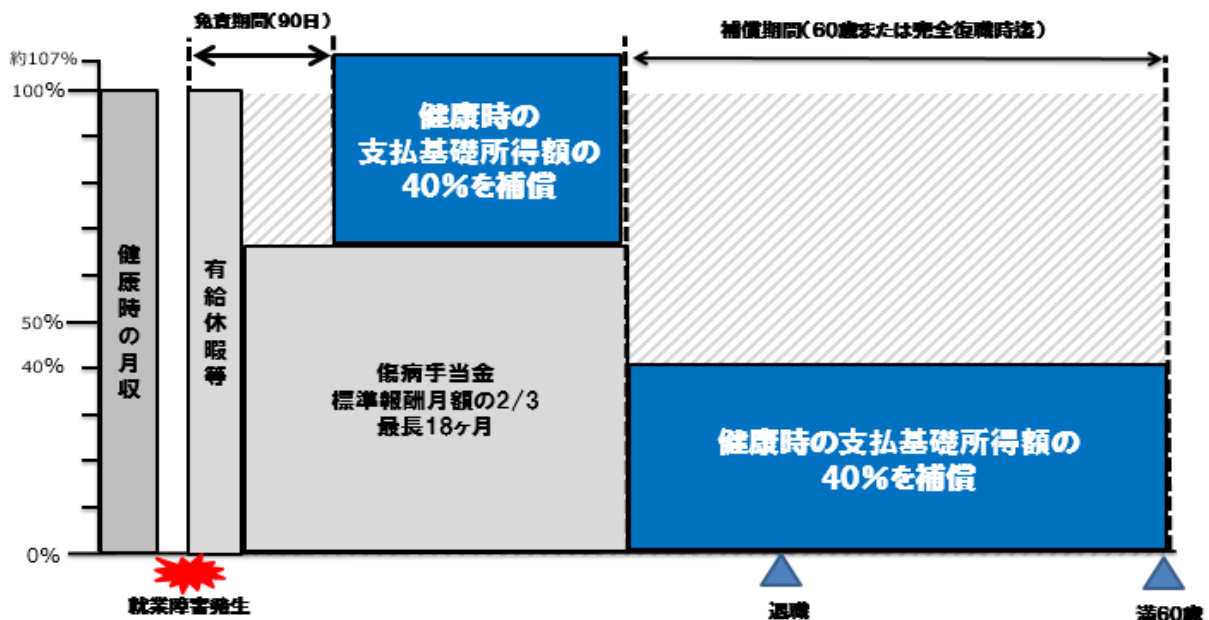
身体障害により、就業障害となった場合に補償する制度です。

- 1 **最長60歳**までのロング補償です。
- 2 **業務中・業務外を問わず**24時間補償されます。
- 3 就業障害発生後、**退職となった場合でも**お支払いは継続します。
- 4 **復職後も**引き続き身体傷害が残り就業に支障があり、就業障害直前と比べて収入が20%超減少していた場合は、補償が可能です。
- 5 所定の**精神疾患**※も補償されます。(最長2年間)
- 6 **保険金は全額非課税**でお受け取りいただけます。

※保険会社の約款所定の精神障害を原因として発生した就業障害について、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度として保険金をお支払いします。補償内容に関する詳細は取扱代理店までご照会ください。

※就業障害定義緩和(三大疾病)特約:三大疾病を起因とした就業障害の場合、「業務に全く従事できない」または「業務に一部従事できない」状態が免責期間を超えて続く場合、補償が開始とします。

所得補償の期間と割合(イメージ)



制度の詳細・活用法は裏面をご覧ください。

働けなくなってしまった…そんな場合は本制度をご活用ください！

本制度の補償対象者

ACGグループ内の施設に勤務されている方

現在、ケガや病気などが原因で、長期のお休みを取られていない方

毎月給与の支払いを受けている方(パート・アルバイトを除きます)

2023年4月1日時点で、満59歳未満の方

以下を原因とするケガ・病気についても、補償対象となります！

天災によるケガ・病気の場合

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって被った身体障害による就業障害の場合も、補償対象となります。

上記に伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故によって被った身体障害についても、補償対象となります。

所定の精神障害の場合

所定の精神障害^{※1}を原因として発生した就業障害について、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度として補償します。

例としては以下が挙げられます。
統合失調症、気分障害、神経症性障害、生理的障害(一部)、特定的人格障害、発達障害(一部)

妊娠に伴う障害の場合 HIVに伴う障害の場合

妊娠、出産、早産または流産によって被った障害により就業障害となり、その状態が免責期間または90日のいずれか長い期間を超えて継続した場合についても補償対象となります。

また、医療従事者等である皆さまが業務上の事故によりHIVに感染したことによる就業障害についても、補償対象となります。^{※2}

※1平成6年10月12日総務庁告示第75号の中の次の番号に該当する精神障害(統合失調症、躁病、うつ病等)

※2保険責任開始前に陽転化していた感染・ワクチンの投与または予防接種を受けたことにより陽転化した感染については、補償対象となりません。補償内容に関する詳細は取扱代理店までご照会ください。

請求手続きについて

就業障害の発生

ケガ・病気などによる就業障害が発生した場合、下記連絡先にご連絡ください。

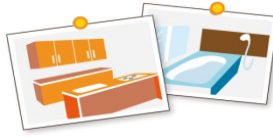
休職の手続き後、有給休暇、健康保険による公的給付が開始となります。



免責期間の経過後

90日の免責期間経過後も、働くことが出来ない場合、本制度による補償を開始します。

本制度は保険会社と連携しており、保険会社よりご本人へご連絡します。



給与補償の開始

補償開始に必要な書類を保険会社に提出していただきます。

手続き完了後、給与補償が開始となります。



【就業規則等、会社人事制度に関わる内容に関するご連絡先】

株式会社ユーアンドエヌ

TEL:03-5909-2023

住所:東京都 新宿区 西新宿 2丁目 6-1 新宿住友ビル8階

【取扱代理店】

銀泉株式会社

東京法人営業第三部

TEL:03-6777-7003

住所:東京都港区海岸1-2-20

【取扱保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

埼玉支店 埼玉第二支社

住所:埼玉県さいたま市大宮区東町2-20

TEL:048-644-6102

